## 浦安市地域包括支援センター地域別担当薬局一覧

2024.6.4現在

					2024.6.4現在
地域包括支援センター	店 名	在宅患者 調剤加算 (在調 <sup>*</sup> )	在宅患者訪問薬剤管理指導料 (在薬*)	電話	住 所
ともづな中央	タカハシ薬局	0	0		堀江6-2-20
	ハーベスト薬局浦安店	0	0	316-0661	富士見2-18-2
	薬局ドラッグ・ジロー	0	0	350-6700	富士見2-9-1
ともづな浦安駅前	タカダ薬局猫実店	0	0	351-2796	猫実2-13-26
	コガ薬局	0	0	351-2796	猫実4-18-23
	ウエルシア薬局 浦安駅前店		0	316-8648	当代島1-1-23
	みよの台薬局浦安駅前店	0	0	380-0848	当代島1-2-7ABマンション
	新成堂薬局浦安店	0	0	711-1327	当代島3-3-25
	さくら薬局浦安当代島店	0	0	350-7373	当代島1-3-30 ビッグウエスト102
		0	0	390-8555	当代島3-3-25
	薬局くすりの福太郎浦安店		0		当代島3-4-17
	そうごう薬局浦安店	0	0		北栄1-12-36たかみビル1F
	みかん薬局浦安店	0	0		北栄1-16-17原勝ビル202号
	薬局くすりの福太郎浦安駅前店	-	0		北栄1-3-34グランデュール峯崎1-1 F
	薬局マツモトキョシ浦安南ロ駅前店	0	0		北栄1-16-18
	薬局タカサ浦安北栄店		0		北栄2-5-20
	NAME OF THE PROPERTY OF THE PR		<u> </u>	0.0 00.0	NOVIGE C TO
ともづな新浦安	あいケア薬局 浦安店	0	0	353-0653	海楽2-1-3 浅見ハイツ1階
	けやき薬局 浦安店		0		海楽1-29-15-101
	イオン薬局イオンスタイル新浦安		0		入船1-4-1 /オン1F
	コクミン薬局アトレ新浦安店	0	0		入船1-1-1 アトレ新浦安店内
	ココカラファイン薬局新浦安店	0	0		入船1-5-1 MONA新浦安2F
	コスモ調剤薬局 新浦安店	0	0		入船1-4-1 イオン新浦安専門店6F
	薬局メディクス	0	0		入船4-1-4
	薬局ナチュラル・メディクス	0	0		入船4-1-1-102
	アイセイ薬局 美浜店	0	0		美浜3-25-15
	薬局マツモトキヨシ新浦安美浜店		0		美浜1-7-1
	あけぼの薬局 新浦安店	0	0		美浜1-9-2パシフィックマークス新浦安7階
	ウラヤス薬局	0	U		美浜3-26-13
	ノノハ木内			001 0400	天成0 20 10
ともづな高洲	田辺薬局浦安高洲店	0	0	382-0203	高洲3-1-25
	薬樹薬局新浦安	0	0		高 <i>洲</i> 3−1−25 明海5−7−1 パ−クシティ東京ベイ新浦安Sol−A
	アイン薬局メディカルガーデン新浦安店	0	0		日の出1-1-25メディカルガーデン新浦安
	薬局マツモトキョシフォルテ新浦安店	0	0		日の出5-1-28
	木/ リマノモドイコンフォルナ		U	301-3020	ц∨ущу-1-20
	ウェルシア薬局ライフガーデン新浦安店		0	20 <i>1</i> −2750	富岡3-2-2
	とみおか薬局	0	0		富岡4-9-6
	ごとう薬局				
		0	0		弁天1-10-5 今川1-1-22
ともづな富岡	さくら薬局 新浦安店	0	0		今川1-1-33 今川1-12-1
+	さくら薬局 浦安店	0	0		今川1-13-1
富岡東野支所	新生堂薬局新浦安店	0	0		今川1-1-35 今川1-1-55
	日本調剤浦安中央薬局	0	0		今川1-1-55 今川1-1-57
	ヤマザキ薬局		0		今川1-11-57
	薬局マツモトキョシ浦安東野店		0		東野1-1-43
	ヤックスドラッグ浦安東野薬局	0	0	/12-8017	東野3-4-11

- ・在宅患者訪問薬剤管理指導料(在薬)とは
- 1. あらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、医師の指示に基づき、保険薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患家を訪問して、薬学的管理及び指導を行った場合に、単一建物診療患者(当該患者が居住する建物に居住する者のうち、当該保険薬局が訪問薬剤管理指導を実施しているものをいう。)の人数に従い、患者1人につき月4回(末期の悪性腫瘍の患者及び中心静脈栄養法の対象患者にあっては、週2回かつ月8回)に限り算定する。この場合において、1から3までを合わせて保険薬剤師1人につき週40回に限り算定できる。
- 2. 麻薬の投薬が行われている患者に対して、麻薬の使用に関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無等について患者に確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合は、1回につき100点を所定点数に加算する。
- 3. 在宅で療養を行っている6歳未満の乳幼児であって、通院が困難なものに対して、患家を訪問して、直接患者又はその家族等に対して薬学的管理及び指導を行った場合は、乳幼児加算として、1回につき100点を所定点数に加算する。
- 4. 保険薬局の所在地と患家の所在地との距離が16キロメートルを超えた場合にあっては、特殊の事情があった場合を除き算定できない。
- 5. 在宅患者訪問薬剤管理指導に要した交通費は、患家の負担とする。

## ・在宅患者調剤加算(在調)とは

在宅患者調剤加算とは、あらかじめ施設基準を届出した薬局が、在宅患者訪問等を行っている患者の処方箋を受付した場合、処方箋受付1回につき 15 点を加算して算定できる調剤報酬です。